



退職・異動に伴う手続と退職後の互助制度(退職医療制度)

互助組合
(082)228-1386

県互助組合では、退職等(異動又は任用期間満了や任用形態の変更等により、共済組合員証を返納[共済組合員番号が変更になる場合を含む。]する場合を含む。)により組合員資格を喪失された時は、「退会給付金」の請求と加入希望者には、「退職医療制度」の加入申出の手続が必要です。

退職直前に慌てないように、ぜひこの特集をチェックしてください。

請求書等の様式は、ホームページからもダウンロードできます。

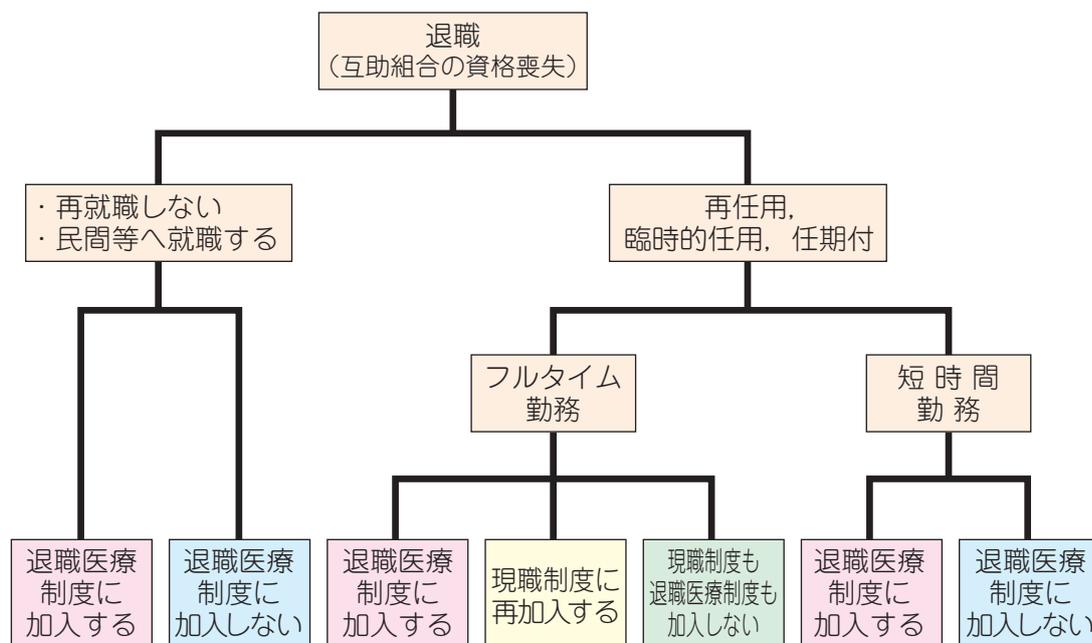
広島県教育職員互助組合
<http://www.gojo.or.jp/>

書類は、令和4年1月から受付。



退職後の流れと提出書類等手続

退職時に提出する書類は、それぞれ異なります。下のフロー図に沿って、必要な提出書類を御確認のうえ所定の期日(P10, P12)までに提出してください。



【提出書類】

⑤退会給付金請求書	○	○	○	○	○	○	○
⑤退職医療組合員 申出書	○	×	○ ※	×	×	○	×
一般財団法人広島県 教育職員互助組合 加入申込書 (有期職員用)	×	×	×	○ ※	×	×	×

※ 再任用職員(フルタイム勤務)、臨時的任用職員、任期付職員は、現職制度と退職医療制度に重複して加入することはできません。現職制度又は退職医療制度いずれか一方の申込手続をしてください。

退職時の給付金 ～退会給付金～

退職等で組合員資格を喪失した時は、退会給付金を給付します。
県互助組合へ加入している方は「㊤退会給付金請求書」を提出してください。

【退職等に該当する方】（※ 当互助組合加入者に限る。）

- ① 定年・定年以外の退職者（退職後再任用職員として勤務される方も請求が必要です。）
- ② 有期職員で任期の終了によって共済組合員証を返納する方
※ 令和3年4月以降新たに加入した給与の支給が県費負担の有期職員を除く。
- ③ 任用形態の変更等により、共済組合員証番号が変更になる方
- ④ 現在、再任用フルタイム勤務で、退職する方・来年度から短時間勤務になる方
- ⑤ 公立学校共済組合広島支部の組合員（任意継続組合員を除く。）でなくなる方

退職後も生活をサポート！ ～退職医療制度～

互助組合では、退職後に生きがいのある豊かな生活を実現するために「退職医療制度」を設けています。組合員の相互扶助により、退職後の医療費の自己負担額を軽減する「療養補助金」を中心とした給付事業や人間ドック助成などの福祉事業を実施しています。

加入を希望される方は、退職日の翌日から起算して30日以内に「㊤退職医療組合員申出書」を提出してください。

【加入資格】

退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員

【加入期間】

終身（「療養補助金」を除く。）

Point 1

医療費総額の2割を給付します！ だから 本人負担額が大きく軽減！

退職医療制度のメインとなる給付事業の「療養補助金」は、入院、外来通院や薬局での医療費・調剤費を支払った場合に、保険適用分医療費総額の2割を給付します。退職後も、医療費の自己負担は通常3割となりますので、自己負担額が1割に軽減されます。

- ① 医療保険（健康保険証）の種類を問いません。
- ② 組合員が満70歳に達する年度末までの受診分について給付します。
- ③ 1医療機関ごとに、月最高63,600円まで給付します。

※ 国又は地方公共団体の公費負担医療制度により医療費の助成を受け、自己負担額が医療費総額の2割未満となる場合は、自己負担額を限度として給付します。

【給付例】（負担割合3割の場合）



医療費の負担が3割の方で、1か月の保険医療機関での医療費総額が10,000円の場合、窓口での自己負担額は3,000円です。療養補助金を請求すると、2,000円が給付されますので、自己負担は1,000円になります。

Point 2

掛金の納入は1回のみ！しかも「退会給付金」を充当します！

加入時に次表の年齢別に定められた「基準掛金」を一括で納付するので、月払い、年払いのような面倒はありません。

また、退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当しますので、「基準掛金」と「退会給付金」との差し引き額を、加入者が納付、又は県互助組合が給付することになります。

※ 退会給付金は、県互助組合の加入期間等により個人差があります。

退会給付金	－	基準掛金	=	差し引き額
-------	---	------	---	-------

- 差し引き額が(+)の場合 → 超過額を給付します。
- 差し引き額が(-)の場合 → 不足額を納付していただきます。

〈基準掛金〉

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		



Q. 退職医療制度に加入するとどのように違うの??

加入している人

- 「療養補助金」の給付(医療費補助)があります。

医療費総額の2割を給付します(保険適用分)。

- ※ 医療機関ごとに月最高限度額63,600円まで
- ※ 自己負担額が2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

(例) 医療費総額10,000円の場合

療養補助金 2,000円 自己負担額 1,000円

- 「1日人間ドック助成」があります。

1人17,000円を助成します(健診費用の半額程度)。

- 慶 祝 金：長寿祝金を支給
- 死亡弔慰金：亡くなられた時に遺族に支給
- 入院助成金：1日1,000円を支給
 - ・7日以上入院
 - ・1年度最高60日間を限度
- 国内研修旅行：互助組合が企画した旅行の参加費用の一部を助成(今年度は中止)
- 広 報 紙：全組合員に配付

※ 一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第51条に基づき、掛金等の収入や給付事業等の支出状況により、事業や給付内容を変更することがあります。

加入していない人

- × 医療費の補助はありません。

全額自己負担

保険診療の一部負担金の全額が、自己負担となります。

(例) 医療費総額10,000円の場合

自己負担額 3,000円

- × 1日人間ドックへの補助はありません。

全額自己負担

- × 退職医療制度の事業は一切受けることができません。